

○経済産業省告示第二百五十四号

国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百八十四号（国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示）を次のように改正し、平成三十一年一月二日から施行する。

平成三十年十二月二十七日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）

改正後	改正前
<p>(用語の定義等)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 「略」</p> <p>四 最高充填圧力 燃料の充填中にその容器にかかるガスの圧力のうち最高のものであり、次に掲げる容器の区分に応じそれぞれ次に定める数値</p> <p>イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 第六号イに規定する公称使用圧力の四分の五倍の圧力の数値</p> <p>ロ 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 第六号ロに規定する公称使用圧力の十分の十三倍の圧力の数値</p> <p>ハ 「略」</p> <p>五 「略」</p> <p>六 公称使用圧力 次に掲げる容器の区分に応じそれぞれ次に定める数値</p> <p>イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充填して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値</p> <p>ロ 「略」</p>	<p>(用語の定義等)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 「略」</p> <p>四 最高充填圧力 燃料の充填中にその容器にかかるガスの圧力のうち最高のものであり、次に掲げる容器の区分に応じそれぞれ次に定める数値</p> <p>イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 次号に規定する公称使用圧力の四分の五倍の圧力の数値</p> <p>ロ 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 次号に規定する公称使用圧力の十分の十三倍の圧力の数値</p> <p>ハ 「略」</p> <p>五 「略」</p> <p>六 公称使用圧力 次に掲げる容器の区分に応じそれぞれ次に定める数値</p> <p>イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充填して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値</p> <p>ロ 「略」</p>

七 耐圧試験圧力 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める数値

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

ロ・ハ 「略」

八 「略」

九 充填可能期限年月 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める年月

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 容器を製造した年月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した年月をいう。第五十九条第一項第十一号において同じ。）の前月から起算して十五年を経過した年月

ロ・ハ 「略」

2 この告示において、容器又は附属品の一の型式とは、次の各号に掲げる容器又は附属品の区分に応じてそれぞれ次に定める要件を満たすものとする。

一 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものであること。

イ・ヌ 「略」

二・三 「略」

（海外認定容器等の定義）

第三条 規則第二号イ及びハの経済産業大臣が定める容器は、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、規則第三号第一項第一号に定める基準に適合していることを

七 耐圧試験圧力 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める数値

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

ロ・ハ 「略」

八 「略」

九 充填可能期限年月 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める年月

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 容器を製造した年月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した年月をいう。第五十九条第一項第十一号において同じ。）の前月から起算して十五年を経過した年月

ロ・ハ 「略」

2 この告示において、容器又は附属品の一の型式とは、次の各号に掲げる容器又は附属品の区分に応じてそれぞれ次に定める要件を満たすものとする。

一 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものであること。

イ・ヌ 「略」

二・三 「略」

（海外認定容器等の定義）

第三条 規則第四号イの経済産業大臣が定める容器は、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、規則第三号第一項第一号に定める基準に適合していることを証する

証する書面の交付を受けたものとする。

2 規則第二条第六号イ及びハの経済産業大臣が定める附属品は、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、規則第十一条第一号に定める基準に適合していることを証する書面の交付を受けたものとする。

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の試験)

第十三条 [略]

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の設計検査)

第十四条 [略]

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のサイクル試験等)

第十五条 容器は、容器の型式ごとに、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては協定期則第三百三十四号5.1から5.4までに定めるサイクル試験その他の試験を、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては協定期則第四百十六号5.1から5.4までに定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならない。

(容器のみなし刻印)

第二十二条 規則第六条の二の経済産業大臣が定める方式は、協定期則第十号7.4から7.6.まで、第三百三十四号4.4から4.6.まで又は第四百十六号4.4から4.6.までに従って行う方式とする。

書面の交付を受けたものとする。

2 規則第二条第五号イの経済産業大臣が定める附属品は、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、規則第十一条第一号に定める基準に適合していることを証する書面の交付を受けたものとする。

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の試験)

第十三条 [略]

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の設計検査)

第十四条 [略]

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のサイクル試験等)

第十五条 容器は、容器の型式ごとに、協定期則第三百三十四号5.1から5.4までに定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならない。

(容器のみなし刻印)

第二十二条 規則第六条の二の経済産業大臣が定める方式は、協定期則第十号7.4から7.6.まで又は第三百三十四号4.4から4.6.までに従って行う方式とする。

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガスの種類、圧力及び内容積)

第二十三条 規則第五条第一項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、内容積が二十三リットル以下であること。

(表示の方式)

第二十六条 規則第七条第一項第二号の経済産業大臣が定める方式は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 自動車に装置した国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証券を燃料充填口近傍へ貼付すること。

四 「略」

五 回送自動車に装置した容器にあつては、次に掲げる事項を当該自動車の外部から見やすい箇所に表示すること。

イ〜ハ 「略」

ニ 最高充填圧力 (MPa) (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に限る。)

ホ〜ト 「略」

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のガスの種類及び圧力)

第二十三条 規則第五条第一項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

〔新設〕

(表示の方式)

第二十六条 規則第七条第一項第二号の経済産業大臣が定める方式は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 自動車に装置した国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証券を燃料充填口近傍へ貼付すること。

四 「略」

五 回送自動車に装置した容器にあつては、次に掲げる事項を当該自動車の外部から見やすい箇所に表示すること。

イ〜ハ 「略」

ニ 最高充填圧力 (MPa) (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。)

ホ〜ト 「略」

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の附属品の試験)

第二十七条 規則第十一条第二号の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の附属品に係るものは、次条から第三十条までに定めるところによるものとする。

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の附属品の設計検査)

第二十八条 「略」

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の安全弁の適格性確認試験)

第二十九条 安全弁は、附属品の型式ごとに、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第三百三十四号S.1に定める安全弁の適格性確認試験を、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第四百十六号S.1に定める安全弁の適格性確認試験を行い、これに合格しなければならぬ。

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のバルブ等の適格性確認試験)

第三十条 バルブ及び逆止弁は、附属品の型式ごとに、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第三百三十四号S.2に定めるバルブ等の適格性確認試験を、国際相互承認

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の附属品の試験)

第二十七条 規則第十一条第二号の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の附属品に係るものは、次条から第三十条までに定めるところによるものとする。

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の附属品の設計検査)

第二十八条 「略」

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の安全弁の適格性確認試験)

第二十九条 安全弁は、附属品の型式ごとに、協定規則第三百三十四号S.1に定める安全弁の適格性確認試験を行い、これに合格しなければならぬ。

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のバルブ等の適格性確認試験)

第三十条 バルブ及び逆止弁は、附属品の型式ごとに、協定規則第三百三十四号S.2に定めるバルブ等の適格性確認試験を行い、これに合格しなければならぬ。

認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第四百十六号のニに定めるバルブ等の適格性確認試験を、それぞれ行い、これに合格しなければならぬ。

(附属品のみなし刻印)

第四十条 規則第十二条の経済産業大臣が定める方式は、協定規則第百十号のニから七の六まで、第百三十四号のニから七の六まで又は第四百十六号のニから七の六までに従つて行う方式とする。

(繊維強化プラスチック複合容器の漏えい試験)

第四十三条 容器の漏えい試験(以下この条において単に「試験」という。)は、次の各号に従つて行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 試験に用いるガスは、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては圧縮水素、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては圧縮天然ガスとする。

二・三 [略]

(容器再検査における容器の規格の基準)

第五十一条 規則第十七条第一項第三号及び同条第二項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める期間を経過していないこと。

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 刻印等において示された製造年月から十五年

(附属品のみなし刻印)

第四十条 規則第十二条の経済産業大臣が定める方式は、協定規則第百十号のニから七の六まで又は第百三十四号のニから七の六までに従つて行う方式とする。

(繊維強化プラスチック複合容器の漏えい試験)

第四十三条 容器の漏えい試験(以下この条において単に「試験」という。)は、次の各号に従つて行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 試験に用いるガスは、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては圧縮水素、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては圧縮天然ガスとする。

二・三 [略]

(容器再検査における容器の規格の基準)

第五十一条 規則第十七条第一項第三号及び同条第二項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める期間を経過していないこと。

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 刻印等において示された製造年月から十五年

ロ・ハ 「略」

二・三 「略」

2 「略」

(附属品の漏えい試験)

第五十四条 附属品の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては、試験は最高充填圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充填圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあつては、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあつては、附属品外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

二 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては、試験は最高充填圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充填圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。

三・四 「略」

ロ・ハ 「略」

二・三 「略」

2 「略」

(附属品の漏えい試験)

第五十四条 附属品の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては、試験は最高充填圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充填圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあつては、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあつては、附属品外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

二 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては、試験は最高充填圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充填圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。

三・四 「略」

(検査設備の基準)

第五十六条 規則第二十四条第三号の経済産業大臣が定める基準（容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一〜三 「略」

四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ロ 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

ハ〜ホ 「略」

2

「略」

(品質管理の方法及び検査のための組織に係る試験)

第五十八条の二 規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、容器の型式ごとに行う協定規則第三百三十四号9.3に定める耐圧試験その他の試験とし、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係るものは、容器の型式ごとに行う協定規則第四百十六号9.3に定める耐圧試験その他の試験とする。

(検査設備の基準)

第五十六条 規則第二十四条第三号の経済産業大臣が定める基準（容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一〜三 「略」

四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ロ 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

ハ〜ホ 「略」

2

「略」

(品質管理の方法及び検査のための組織に係る試験)

第五十八条の二 規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、容器の型式ごとに行う協定規則第三百三十四号9.3に定める耐圧試験その他の試験とする。

(登録容器製造業者が行う刻印等の方式)

第五十九条 規則第五十三条第一項の経済産業大臣が定める方式は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める記号

イ〜ハ 「略」

ニ 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 協定

規則第四百十六号に定める同号の規定に適合している旨の記号

二 登録容器製造業者の名称又は商標 (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、名称に限る。)

三 「略」

四 充填すべき高压ガスの種類 (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては記号 CHG、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置される附属品にあつては記号 CNG ONLY、国際相互承認液化ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては記号 LNG ONLY)

五〜十 「略」

十一 容器を製造した年月 (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に限る。)

十二 「略」

十三 最高充填圧力 (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に限る。)

(登録容器製造業者が行う刻印等の方式)

第五十九条 規則第五十三条第一項の経済産業大臣が定める方式は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める記号

イ〜ハ 「略」

【新設】

二 登録容器製造業者の名称又は商標 (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、名称に限る。)

三 「略」

四 充填すべき高压ガスの種類 (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては記号 CHG、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置される附属品にあつては記号 CNG ONLY、国際相互承認液化ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては記号 LNG ONLY)

五〜十 「略」

十一 容器を製造した年月 (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に限る。)

十二 「略」

十三 最高充填圧力 (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。)(記号 MPa、単位 メガパスカル)、M (国際相互

(記号 MPa、単位 メガパスカル)、M (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に限る。)及びMPa (国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。)

十四 [略]

十五 公称使用圧力(記号 MPa、単位 メガパスカル)、M (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に限る。)及びMPa (国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。)並びに使用温度(国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。)

十六 [略]

十七 試験のサイクルの回数(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に限る。)

十八・十九 [略]

2・3 [略]

(登録附属品製造業者が行う刻印等の方式)

第六十条 規則第五十九条の経済産業大臣が定める方式は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一 次に掲げる附属品の区分に応じてそれぞれ次に定める記号

イ〜ハ [略]

二 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置する附属品 協定規則第四百四十六号に定める同号の規定に適合している旨の記号

二・三 [略]

承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に限る。)及びMPa (国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。)

十四 [略]

十五 公称使用圧力(記号 MPa、単位 メガパスカル)、M (国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に限る。)及びMPa (国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。)並びに使用温度(国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。)

十六 [略]

十七 試験のサイクルの回数(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に限る。)

十八・十九 [略]

2・3 [略]

(登録附属品製造業者が行う刻印等の方式)

第六十条 規則第五十九条の経済産業大臣が定める方式は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一 次に掲げる附属品の区分に応じてそれぞれ次に定める記号

イ〜ハ [略]

[新設]

二・三 [略]

四 充填すべき高压ガスの種類（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては記号 CHG、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置される附属品にあつては記号 CNG、国際相互承認圧縮液化ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては記号 LNG）

五 最高充填圧力（記号 MFP、単位 メガパスカル）及びM（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置する附属品に限る。）

六 公称使用圧力（記号 NWP、単位 メガパスカル）及びMPa（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品に限る。）

別表（第二条関係）

一 規則第二条第五号イ及び同条第六号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	[略]
二 規則第二条第五号ロ及び同条第六号ロの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	[略]

四 充填すべき高压ガスの種類（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては記号 CHG、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置される附属品にあつては記号 CNG、国際相互承認圧縮液化ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあつては記号 LNG）

五 最高充填圧力（記号 MFP、単位 メガパスカル）及びM（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する附属品に限る。）

六 公称使用圧力（記号 NWP、単位 メガパスカル）及びMPa（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）

別表（第二条関係）

一 規則第二条第四号イ及び同条第五号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	[略]
二 規則第二条第四号ロ及び同条第五号ロの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。